第四条第二項中「同条」の下に「及び第六条の四第三項」を加え、同条第三項第二号中「減額改定対象職員」を「平成二十一年度減額改定対象職員」に改め、同項に次の一号を加える。

三　給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十二年度減額改定対象職員であつた者に限る。）　前項中「受けていた俸給及び」とあるのは「係る俸給について一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号。以下この項において「平成二十二年改正法」という。）の施行の日における平成二十二年改正法第一条の規定による改正後の給与法の規定及び平成二十二年改正法第七条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定によるものとした場合の俸給の月額並びに給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日に受けていた」とする。

第四条第四項第一号及び第二号中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同項第三号中「含む。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、「当該数」を「育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数」に改め、「前項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同項第四号中「育児休業法第二十三条第二項に規定する」を削り、「当該数」を「育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数」に改め、「前項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第六条の次に次の三条を加える。

（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の特地勤務手当の月額）

第六条の二　次に掲げる職員の特地勤務手当の月額は、第二条の規定にかかわらず、同条の規定による特地勤務手当の月額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減じた額とする。

一　減額支給対象職員（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員をいう。以下この条から第六条の四までにおいて同じ。）であつて、第二条第二項各号に定める日において減額支給対象職員であつたもの　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロからニまでに掲げる場合以外の場合　第二条第二項各号に定める日に受けていた俸給月額の二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」という。）と現に受ける俸給月額の二分の一に相当する額（以下この項において「現在における減額基礎額」という。）を合算した額に支給割合（同条第一項の規定による支給割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一・五を乗じて得た額

ロ　当該職員の第二条第二項各号に定める日に受けていた俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該職員の当該定める日に属していた職務の級における当該定める日の最低の号俸の俸給月額に達しない場合（以下この項において「勤務することとなつた日等に最低号俸に達しない場合」という。）であつてニに掲げる場合以外の場合　当該定める日に受けていた俸給月額から当該職員の当該定める日に属していた職務の級における当該定める日の最低の号俸の俸給月額を減じた額の二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る特定減額基礎額」という。）に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）と、現在における減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を合算した額

ハ　当該職員の現に受ける俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合（以下この項及び第二項において「現在において最低号俸に達しない場合」という。）であつてニに掲げる場合以外の場合　勤務することとなつた日等に係る減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一・五を乗じて得た額と、現に受ける俸給月額から当該職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額の二分の一に相当する額（以下この項において「現在における特定減額基礎額」という。）に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を合算した額

ニ　勤務することとなつた日等に最低号俸に達しない場合であつて現在において最低号俸に達しない場合　勤務することとなつた日等に係る特定減額基礎額と現在における特定減額基礎額を合算した額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

二　減額支給対象職員であつて、第二条第二項各号に定める日において減額支給対象職員以外の職員であつたもの　現在における減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一・五を乗じて得た額（現在において最低号俸に達しない場合にあつては、現在における特定減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））

三　減額支給対象職員以外の職員であつて、第二条第二項各号に定める日において減額支給対象職員であつたもの　勤務することとなつた日等に係る減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一・五を乗じて得た額（勤務することとなつた日等に最低号俸に達しない場合にあつては、勤務することとなつた日等に係る特定減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））

2　減額支給対象職員であつて、前項（第四項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による特地勤務手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特地勤務手当の月額は、第二条及び前項の規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

3　前項の減額支給対象職員上限額は、現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額に百分の二十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から、現に受ける俸給月額に百分の二十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一・五を乗じて得た額（現在において最低号俸に達しない場合にあつては、現に受ける俸給月額から当該職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額に百分の二十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））を減じた額とする。

4　第二条第二項各号に定める日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある仮定減額支給対象職員（その日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）第一条の規定による改正後の給与法附則第八項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。第六条の四第四項において同じ。）に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員（その日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号。以下この項において「平成二十二年改正法」という。）第一条の規定による改正後の給与法附則第八項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。以下この項において同じ。）」と、